

愛知県教育委員会

29. 6. 15

請願第12号

愛知県教育委員会教育長 殿

2017年6月14日

県教委職員に対し情報公開条例に関する研修の機会を
設けることを求める請願

住 所

氏 名 井 上 満

1. 請願趣旨

- (1) 請願者は、貴委員会に対し、2017年4月14日付で「2017年度の尾張教育事務所関係『県教委関係人事異動案(小・中)』等文書」の行政文書開示請求を行い、4月28日付行政文書一部開示決定通知書を受け、5月12日に開示を受けた。
- (2) 当該開示文書は、関係職員名等と共に「年齢」が開示されていた。「年齢」は、個人情報として、貴委員会が、これまで不開示としてきた情報である。
- (3) 後日、請願者が、「『年齢』については、誤って開示したのではないかと、本件開示に対応した尾張教育事務所職員2名に対し、各々確認したところ、両者とも「誤りではない」と回答した。
- (4) 後に、貴委員会教職員課法務G担当者にも上記「年齢」開示の事実を伝えたところ、即座に誤りを認め、結果として、尾張教育事務所は、開示からおよそ1か月後に「年齢」部分を不開示にした文書と差し替えることとした。つまり、請願者が指摘したとおりの結論となった。
- (5) 人は誤りを犯すものである。「年齢」を開示したこと自体についてとやかく言うつもりはない。しかし、指摘されても理解できない状態は、県民として看過できない。よって、以下のように請願する。
- (6) なお、尾張教育事務所長は、本件で開示請求者(=請願者)に対し「情報公開に係る訂正とお詫び」を交付した。「個人情報を開示した。差し替えたい。手数をかけたこととお詫びする。」旨の内容である。つまり、どう見ても、その内容は、自ら誤りに気づき差し替えることとしたとしか読めない記載である。請願者が、「開示請求者の指摘に対し適切に対応できなかった」旨の事実を記載するよう求めたが、尾張教育事務所長は、これを拒否した。

このような、行政自らのミスを隠蔽するがごとき姿勢では、同様なミスの再発は免れないのでは、というのが請願者の感想である。

2. 請願項目

- (1) 愛知県情報公開条例(特に第7条関係)について、県教委(事務所も含む)職員の研修の機会を設けること。

以上